

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年8月1日

時 間：午 後 1 時 3 0 分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午後1時30分

出席議員（13名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君		

欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明

産業振興課長兼 農業委員会長	三	瓶	保	重
参事官 兼 健康福祉課長	渡	辺	清	治
参事官 兼 生活環境課長	緑	川	富	男
税務課長	阿	久津	守	雄
教育総務課長	猪	狩		隆
生涯学習課長	高	野	善	男
総務課主幹 兼 課長補佐	菅	野	利	行
生活環境課主幹 兼 課長補佐	渡	辺	弘	道
いわき出張所長	林			修

職務のための出席者

事務局長	角	政	實
事務局庶務係長	原	田	徳仁

付議案件

1. 賠償について
2. 区域の見直しについて
3. その他

開会 (午後 1時30分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名、欠席議員は1名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか、各課の長の皆さんであります。

次に、職務のための出席者は、議会事務局長、同係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

ここで町長よりあいさつを兼ねて全員協議会招集の理由を求めるところですが、会議に先立ち教育長より発言を求められておりますので、許可したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、教育長、お願いします。

教育長。

○教育長（庄野富士男君） 全員協議会の開会前ではありますが、議長より発言の許可がありましたので、職員の交通事故についてご報告いたします。

平成24年7月30日に職員が起こしました交通死亡事故につきましては、まず初めに今回の事故により亡くなられた方、ご家族に対し心よりおわびを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

事故内容についてでありますが、一昨日の7月30日月曜日午前11時17分ころ、いわき市小名浜上神白字山崎の県道小名浜小野線で富岡町職員、生涯学習課副主幹大楠恵子、60歳が運転する乗用車が中央分離帯の開口部を右折する際、三崎方面から直進していた県警交通機動隊いわき分隊の星浩永巡査部長、49歳が運転する白バイと衝突いたしました。星巡査部長は全身を強く打ち、市内の病院に運ばれましたが

午後1時11分に亡くなられました。職員の大楠は、腰などを打ちましたが、軽傷で済んでおります。大楠恵子は、現在病気休暇中であり、事故当日は買い物を終え、大熊の仮設住宅に帰る途中で事故を起こしましたが、詳しい事故原因は現在いわき東警察署で調査中であります。本事故は、町職員全体の信用にかかわる重大な問題として認識しており、町民の皆様並びに議員の皆様方に深くおわび申し上げます。

かねてより職員に対して交通事故の防止につきまして綱紀肅正に取り組んできたところではありますが、痛ましい事故を引き起こしましたことは町民の皆様の信頼を大きく裏切るものであり、重ねておわび申し上げます。今後当該職員については本庁において事実確認を行った上で厳正な処分を行うとともに、すべての職員に対し交通事故の防止に向け、強く指導してまいります。

以上、ご報告申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

それでは、町長よりあいさつを兼ねまして全員協議会招集理由の説明を求めます。
町長。

○町長（遠藤勝也君）　まず、本論のあいさつの前に、ただいま教育長のほうから職員の死亡事故発生ということで、所管課の教育長が責任ではありますが、私の立場としても昨日いわき中央警察署副署長、所長が不在であったので、副署長、それからいわき東警察署署長、副署長等にございましたと事故を起こしたおわびということと同時に、死亡なされたご家族に対する、遺族に対するごあいさつとご焼香をお願いいたしましたところ、いわき署の所管ではなくて機動隊ということで、機動隊の本部は県警本部にございます。いわき出張所の副署長のほうから連絡とってご家族に確認していただいたところ、申しわけないが、この際は一切ございませんお断り、それからお通夜、告別式もひとつご容赦願いたいというようなお話をありましたので、それに対しては、大変残念であります。それに沿うようにいたします。それと同時に、今後県警本部あるいはいわきの両署のほうから、その遺族のほうからのそういう許可があれば速やかに連絡をしていただくようにお願いしてきました。

以上が私のほうからの補足説明でございます。

それでは、本日の全協に際しましては大変ご苦労さまでございます。7月17日の全員協議会が開催された後の経過を含めて、賠償の内容説明、さらにはその後の区域見直しの国からの協議が1度ございました。それについての報告、その他数点ございますので、この内容の説明をさせていただきたいと同時に、今後この賠償のほかに区域再編、さらにはその他の問題についても逐次密度の高い全員協議会の中で議会の皆さん方と情報、問題共有しながら一体となって今後この対応に努めていきたいということでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

7月の17日の全協にも申し上げましたが、7月のさかのぼって6日に町村長会議がございまして、その時点で私以外の首長におかれましては賠償はもうそろそろまとめようではないかという、そういう町村会長の提案がございましたが、私だけがちょっと待ってくださいと、これから我が町はいわゆるこの手続が残っていると、そういう中できよう結論出すというのはいかがなものかということで強く私はこれについては反対をし、そして結局それを尊重していただきて、それで副町村長の最後の詰めの協議を持ち寄って、それでそれからその結果を踏まえて富岡町は富岡町の全員協議会を開いて、その後全協のまとめの中で速やかに町村長会議を開いていただきたいと、そういう1つの私の提案のスケジュールをお願いして、そのとおりに7月の13日副町村長会議を催しまして、賠償についていろいろと最終的な詰めの協議をしていただいたところでございます。その後7月の17日に午前、富岡町の全員協議会について、国を呼んでこの賠償についての協議をさせていただきました。いろいろご案内のとおり異論が出たのは事実でございます。午後からビッグパレットで町村長会議、これは副町村長も同席の中でこの賠償についての、国ももちろん同席しましたが、ここでまとめようという考え方でしましたところ、議会と相談全協も含めましたところは我が町と大熊町でございました。ほかの6町村は議会にまだ説明もしていないし、協議もしていないから、ちょっと待てよという話が出て、いわゆる7月6日の町村長会議と比較すると非常にこれについては不合理な矛盾性が出て、大変私らもこれについては不満を提起したところでございますが、ただ国としてはもうこれ以上、皆さんの考え方を受けとめるところの最大の努力はしました、これ以上については国としては対応できないという、そういう考え方が出まし

て、おおむねほかの町村長もそれを持ち帰って協議はするものの、ここで最終的な了承ということではない、最後の詰めはたくさん残っているが、いわゆる骨子についてはおおむね了というような形になって、そして速やかに、20日ですか、国ほうで公表されたということの経過をたどってございます。今回の賠償については、ご案内のように富岡町が非常に最後まで厳しい問題提起をしながら、最大の努力をしたつもりでございます。その中で申し上げることは、1つはやはり全域、全町民に賠償は一律平等、これは原則として貫きました。これが帰還の解除の宣言が帰還困難区域と同じ取り扱いの中で5年ということを考えれば同じ取り扱いできないかというのは私どものほうの国に対する提案でございまして、それがまさに今回の賠償の条項の中に自治体が解除する年限によって賠償の基準を決めるということでございまして、我が町は5年という、最初からこれはもう議会ともども一体の中で取り組むことになっていましたから、当然これは富岡町は区域がたとえ3つに再編されようともすべてがこれは賠償は一律平等、帰還困難区域だけは家財の賠償がいわゆる3割方プラスというのありますが、それ以外の土地も建物もすべて、ほか精神的な賠償等も一括払いということになるわけでございます。これについては、ちょっとまだご理解されていないような方もいるようでございますが、すべてが富岡町の考え方を通したということです。あとは、建物のいわゆる48年築の問題が余りにも低過ぎるということで、17日の全協でも各議員のほうからかなりの厳しいご指摘ございました。これについても、私どもの町としては独自にいろんな提案を算定基準を申し上げてございました。区画整理事業、曲田を参考にした例とか、あるいは高速道路とか、あるいは損保とかいろいろな基準を、用対連も含めて、そういうものを試算してすべて国ほうに提出して、これが今回の3つの選択肢というもので有利なものを選べるというものが、これは一つの富岡からの発信でございまして、この2点をひとつ皆さんにご理解いただきたい。これだけうちの職員もとにかく汗を流しました。そういうことで、今回まだまだ不満な点はあると思いますけれども、そういう形で今回の賠償基準については公表されたわけでございます。

その後7月の24日に、原子力災害対策本部の被災者生活支援チームの須藤参事官のほうから区域見直しについての協議申し入れがありまして、24日に協議をしまし

た。それは、楓葉町が8月10日をもって解除宣言すると、いわゆる避難解除準備区域、この一区域にして、これを解除見直しをすると。それから、大熊町についても9月に入って95%の帰還困難区域その他、ほか2区域に見直しするわけでありますが、これについてもいわゆる見直しが9月に決めるというような2つの報告で来ました。それによって、富岡町については中間の自治体としてそういう考え方で今後協議させてくださいということでございました。ただ、うちの町の場合は、ご案内のように非常に双葉郡の8カ町村では一番条件が複雑であり、厳しい状況はこれは皆さん国のほうでも認めているところであります。したがいまして、私どもといたしましては、区域の再編につきましては議会ともよく相談をしながら、そしてまた国ともしっかりと協議して、皆さんにご不満、不平等ないような形で今後区域の再編についてはしっかりと取り組んでいきたいということ。ただ、余りにも時間を先延ばしすることによって、いわゆる区域が再編することとしての賠償の支払いがおくれるということもございますし、それから除染がやはりおくれることによってインフラとか、そういうものについての復興、復旧にも支障を来すということも含めて、速やかにこの区域の再編については協議を開始していきたいということで、私どもの考えでございます。新聞の報道で私のコメントを見てご理解いただきたいところもあるかもしれません、そういう考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、7月の27日、区長会の総会ではなくて、いわゆる臨時総会ですか、区長会の会長さんから申し出がありまして、賠償の問題の説明あるいは区域の見直しの説明ぜひお願いしたいということで全区長さんが集まつていただいて、説明といろいろな協議をしたところでございます。さらに、同じ27日ですが、環境省の南川事務次官がおいでになりまして、2つほど相談をさせてくれということで、1つはいわゆる廃棄物の焼却施設と減容施設、富岡町だけのいわゆる瓦れきの廃棄物等の焼却施設、仮設の焼却施設を設置したいという話がありました。これは、当初は南は広野、それから北は浪江と、郡内2カ所ということの方針でありましたが、なかなか難航をして、沿岸の各町、村はどうだかわかりませんけれども、それで各町がそれぞれ仮設の焼却施設をつくって速やかにこの瓦れきの焼却、減容、さ

らには今の建物の中にある生活の物資等々のそういう一般廃棄物のものも焼却をさせていただきたいというお話がございました。それから、もう一つは、これ中間貯蔵、それから我が町のほうで一応非公式であります、申し込まれている、正式ではない、いわゆる民間の最終処分場についてのこれを国が買い上げて、10万ベクセル以下の廃棄物の処分場としての話が近々国のあるいは大臣を含めて双葉8カ町村プラス福島県知事との会議を開催して、そこで正式に申し入れをする予定であるというような話がございました。これについては、内容は全くそれについては協議も何もいたしません。ただ、そういう申し入れというか、そういう話がございましたので、この程度でこの件についてはそういう来るべく8プラス1の会議で正式にそんな申し入れがあった時点において皆さんに相談していきたいと思います。これは重要な問題でございまして、これは慎重かつ皆さんいろいろな考え方を聞き、あるいはもう一つは住民説明会、これも今準備をしているところでございます。国が主催である、いわゆる賠償の公表をすれば速やかにあとは住民説明会をやらせていただきたいという平野復興大臣からの申し入れもありましたので、これについては今月の、会場の確保やらいろいろ難しいかもしませんが、今月か来月の始めには富岡町の全体の住民説明会を開催する予定で今準備に入ったところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上が今までの経過、それから現状でございまして、どうかひとつ、これから担当課長、副町長も含めての説明のもとに皆さんと忌憚のないご意見をいただきながら今後進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

早速付議事件に入ります。付議事件1、賠償についての件を議題といたします。

災害統括本部生活環境班長の説明を求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、議員の皆様にお配りしました「新しい賠償基準について」というものについては、先般国のあるから賠償の基準について全員協議会の中で説明した内容と同じものでございます。また、新聞報道で報道されました賠償基準についても、内容的にはこの仕様と同じものでございまして、

この内容につきましては富岡町に限らず避難している各町村共通事項として載せてあるものでございます。その中で、富岡町としては町長のお話にもありましたようにこれまで町内全域、富岡町3区域に編成される予定でございますが、その3つの区域すべてにおいて同じ賠償をしてくださいということでこれまで国と協議を進めてきたところでございます。その結果、その賠償基準として解除の見込み期間、いわゆる富岡町今後のことを考えると5年間は帰還できないというようなことで、5年間帰れないということは、これは議会の皆様と協議をして共通認識を持っているところでございます。この5年間の帰還解除をしないという市町村の決定があれば、それを踏まえてその賠償については決定するという方向性が出ました。これにつきましては、例えば不動産、住宅、宅地、これについては国の考え方はそれぞれの区域によって違いますが、富岡町の場合に5年間帰らないという宣言をすれば、帰還困難区域と同じくその事故発生前の価値の全額を賠償するということで全損扱いという形になります。それで、この全損扱いの価格が合意されれば、当初に一括払いという形になります。

その単純な計算方法がここの新しい賠償基準という形で載っておりますが、20ページをお開きいただきたいと思います。建物でございますが、まずその賠償の金額を定める方法として固定資産税評価額をもとにした算定基準があります。これがこの一覧にしたものでございます。例えば平成22年で……

[「19」と言う人あり]

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 申しわけありません。19ページです。

平成22年の居宅・共同住宅等の2.38という係数があります。平成22年に建てられた建物で、その事故当時の評価額が例えば1,000万円だします。そうすると、その1,000万円にこの2.38の係数を掛けます。2,380万円です。これが賠償額となります。この賠償額の中には、庭木あるいは外構分も含まれた賠償という形になりますので、そのそれぞれの築年数にこの係数と評価額を掛けて算出するという一つの基準でございます。これは、早くやっぱり生活を再建をするための一つの手法として用いられるものでございます。

それから、20ページですが、これについてはやはり早く生活を再建するための手

法として用いられるものでありますて、これについては小数点、例えば22年で16.95というのは16万9,500円が、これが平米当たりの単価になります。これに固定資産税の評価額に記載されてあります平米数、これを単純に掛けていただいて、それが賠償額となります。これについても、先ほどの庭木と外構が含まれるものとなっております。建物の考え方としては、これを今言った2つの係数をかけていただいて賠償額となります。これは、先ほどお話ししたように富岡町が5年間帰らないという基本のもとに全損扱いとした場合に、その掛けたものが100%出るということをございます。

それから次に、精神的損害についてでございますが、これについても同じような考え方のもとに6月以降の精神的損害、これから6月以降から5年、600万円という形になりますが、これにつきましても帰還困難区域と同等に1人当たり600万円、これについては当初に一括払いという形になります。ですから、3つの区域はありますけれども、この建物と精神的損害についてはあくまでも町が5年間帰町しないという形で宣言をすれば帰還困難区域と同じ扱いのものが受けられるというような形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、家財についてでございますが、家財については帰還困難区域という地域については避難指示期間中の立ち入りなどの条件ということでバリケード等とかで区切られて、なかなかその持ち出しが大きく制限されるということから、居住制限区域あるいは避難指示解除準備区域と比較して一定程度多くなっているような形になります。これについては、やっぱり町内一律ということではなくて、帰還困難区域と、それからそのほかの地域、居住制限区域と避難指示解除準備区域については若干の差があるということで、この皆様にお配りいたしました資料の11ページ、11ページに一定額を示したものが出ていますが、これのもっと詳細に出ていますのが21ページになります。大人の人数と子供の人数、縦、横になっていますが、それぞれ例えば帰還困難区域であれば大人1名で子供が3人という形になると655万円という、そういう見方をしていただければと思います。それから、ほかの地域2つ、居住制限区域と避難指示解除準備区域の場合には、その下の表を見ていただきたいと思います。

大きく新聞報道と富岡町の違いというのは今の3点でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 区域割町長がのむということで、それに関してもうそろそろ潮時というか、それについては異論は私はないのですけれども、ただ総論賛成しても各論部分、これについてはかなり、やはりすべてを了解したのではなくて……

○議長（宮本皓一君） 安藤議員、今賠償についてですから、この後に区域の見直し等についてはありますし。

○4番（安藤正純君） うん、だから今賠償いきます。今ちょっと議長指摘受けましたので。

賠償の建物20%下限、これは継続で、やっぱりまだまだ交渉してもらいたい。やはり昔の家は古いから、この表に当てはめられてパーセントで出されたのでは本当にそに行つてもうち建てられないという人が出てくるので。例えば若い人が積水ハウスで建ててまだ1年、2年しかたっていないなんていうのだと、これで当てはめてそんなにダウンしないけれども、旧家と言われるような家はかなりその賠償額がちっちゃくなってしまうので、建物の下限20%、これは引き続き交渉してください。

あと家財について、この人数割、頭割りというのは一律なのだけれども、やはり1世帯にじいちゃん、ばあちゃん世代とか50代、60代の世帯とか、その世帯でもいろいろ中身の濃い世帯があると思うのだよね。居住年数50年だ、70年だという人たちもいるわけだから。それを一律金額で当てはめるというのはどうなのかなと。そういうことで、もう少し家財の大元何名というところにもう少し増額を求めてもらいたい。

あと課長、営業損害はさっき言っていないけれども、営業損害も言っていいですか。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 大きな富岡町のかかわる部分のちょっと説明をさせていただきました。

それから、今営業損害とか、そういうものについては前の国から説明あったとおりですので、私からは特段ございません。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 課長からの答えは求めませんけれども。

では、これ引き続き、例えば営業損害で農業が5年、あとは商店街が3年とか給与所得者が2年とか。例えば今富岡町にあしたから帰つていいよって言われて2年分、3年分一括でもらって、それで2年、3年後には前と同じ収入になったというとちょっと疑問があるので、この2年、3年、5年というのはちょっと。もとの生活に戻れるようになるまで。こういう2年とか3年とか5年とかという縛りを設けない、そういうような。やはり賠償というのは前の生活ができるというのが基本だと思うのですよね。2年、3年で前の生活できるのかというちょっと疑問があるので、ここも継続で。だから、区域割総論賛成しても各論ではかなり粘つてほしい。これ私の意見です。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 議員からのご指摘全くごもっともであります、建物についても標準だけでは該当しない非常にグレードの高い建物等々についてはどうするのだということで、我々もこれについては議論いたしました。これについては、個別に評価すると、そういう中での対応。だから、対応については、これは抽象的ですから、そこも具体的にどうするか、これは詰めていかなければなりません。ただ、今言っているとおり、標準でなくてそれ以上の上回った建物についてはそういう評価をしてもらうということです。

それから、2つ目の営業損害、農業も含めて、これは5年とか3年という問題でなくて、その先はどうなのだと。実はこの間も復興庁に私個人で行ってきましたけれども、これはここで切っているわけでなくて、その後についても当然発災の以前の状況までという、そういうまでのを強く申し入れてきましたので、これについて

は国としては今後考えていかざるを得ないということでございます。これは、賠償紛争審査会の第2次追補ですから、今後この後の問題についても継続して、これはこれで我々にこれについての安心感を与えてもらうように当然これはこれから闘つていかなければならぬと、こういうふうに思っています。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今質問の中で2割の話、低減の話がありましたので、それについてお答えしたいと思います。

これにつきましては、最初にやはり富岡町が声を出して、この基準では納得できないということですっと国とやりとりをしてきました。しかし、現在まで国は非常にここのことについてはかたい考えを持っております。これについては、8カ町村既に共通認識としてでき上がって、8カ町村で声をそろえて大分話ししてきた経過もあるのですが、なかなかかたいというのが今現状でございます。ただ、そうはいっても、現実に試算してみると本当に低い建物が出てくるのです。とても生活再建というふうにはおぼつかないような数字が出てきますので、それも国には提示しております。これで本当に皆さんのが再建できると思うのかという話をぶつけています、直接。そこで、1つはその金額のこともあるのですが、以前にもお話ししたとおり生活再建するために別な手だても必要であろうと。例えば税の対策であるとか、優先して入居できるような仕組みとか、そういうものも含めて、ソフト部分も含めて何とかそういう災害弱者みたいなことを生み出さないような施策を打っていってほしいということを訴えております。これについては、今回の発表の中でも若干ではありますが、発表されておりますが、これについてはまだまだそこに不足があるというふうに思いますので、これは訴え続けていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 枝野大臣が東京電力の社長にこういった指針、賠償基準を渡したときに、あくまでもこれは最低の基準だよということで手渡ししています。だから、あれを見ると東京電力は加害者として当然上乗せがあるので私らは

期待します。ただ、国が発表して何日かたって東京電力が発表したのを見ると全く同じで、全然変わっていないと。この辺は副町長、やはり実務者として東京電力の加害者としての努力はどこにあるのですかと、こういう追及をしてくださいよ。町長のさっき2割というのはケヤキとかヒノキとか立派な家の2割の話で、別個に持つていって何とかなるのは、そっちのほうの家は何とかなるかわからないけれども、本当に古い家は何とかならないのがいっぱい出てくるので、今副町長言ったようにそこにはやってください。

あと今言ったように、東京電力も加害者としての立場をうまく追及してください。
以上、願望で終わり。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今言われたことについては、今後また交渉の場において確認していきたいと思います。

さらに、先ほど答弁漏れがありましたが、家財についての考え方がありましたので、これについても我々の主張は当初から年代ごとにと、年齢によってその計算配分といいますか、そういう考えを希望して訴えてきましたが、これにつきましてもその人員構成ということで国のはうあるいは東電のはうが発表されております。前回の全員協議会の中でも世帯という定義についても異論が出たところであります
が、これについても非常にガードがかたいところではありますが、引き続きここについても訴えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 資料の10ページ、Ⅲの財物賠償の（1）のDのその他のところなのですけれども、これ多分その他のところは政府の説明のときにはなかったと思うのですが、東京電力のところにこの事項が公表していますということで出されているのですけれども、このところで「地震・津波による被害の取り扱い」ということで、「地震・津波による被害を受けている場合には」ということで、「一定割合を損害相当額として賠償額から控除して支払います」で、詳細については改めて

お知らせということになっているのですけれども、この損害相当というのがどの程度のこと話をしているのか、聞いているのかをちょっとお聞きしたいということと、もう一点、あとは根本的な住宅の考え方なのですけれども、読んだところを見ていくと必ず固定資産台帳、土地も建物も含めてすべて固定資産台帳、固定資産台帳って出てくるのですが、皆さんご存じのように農家とか普通のおうちでも古いところで物置とか納屋を持っているところなんかは2階を改造して、例えば息子さんが受験前にそこに生活をしたりとかして、その後もずっと住んでいるなんていうところが結構あって、現実に居住に資している建物なのですけれども、登記上は倉庫とか物置ってなっているものがあると思うのですけれども、建物の大きさそのものもそうだと思うのですけれども、10平米以内の増築は確認申請を必要としないので、なかなかわかることがないと思うのです。そういうところのものを現地の状況に対してきちんと賠償するという言葉がどこにもなくて、あくまでも固定資産台帳とかということで出てきているのですけれども、その辺の詰めの話というか、先の話なのですけれども、そういう話どういうふうになっているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、地震、津波による被害の取り扱いということで、詳細についてはちょっとまだ検討している段階でございます。その中で、大きく分けると例えば一部損壊とか全壊とかという形、半壊とかという形で出ますけれども、それぞれによって一応その出た賠償金額から何%か控除しますよという考え方でございます。ただ、これについては当然罹災証明とか、そういうものが出てくるかと思うのですが、富岡町の場合にはある程度今調査をしている段階ですが、ほかの町村については当然まだ何にも調査していない段階でございます。ですから、それがなければ例えばこの賠償がどうなるのかというのがまだちょっと先が見えません。これがちょっと話があっただけで、今後例えばそれがなければ今言ったように賠償が滞っていくのか、滞っていくとすれば当然調査をしたり、発行するまで半年から1年かかってしまいますので、その辺の取り扱いをどうするのかというのが今後国と東京電力等含めてちょっと協議をしていきたいと思っています。

これについては、まだちょっとはつきりしたものは見えていません。

それから、固定資産台帳と面積が違うとか、あるいは別なものがあるというようなものもありますが、基本的にこの基準についてはその面積が合致しているものとか、そういうものについてある程度早急に支払いを求めるための一つの基準づくりでございます。その基準づくりによりがたい場合、先ほど言った例えば一般的な材料よりももっともっといい材料を使っていれば当然これに合わない部分も出てきますし、それから今言ったように増築とか、そういうものが反映されていない部分もあります。それについては、個別対応という形のもので対応をしていただくような形になります。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 個別対応の件に関しては、個別対応ということでわかりました。ただ、個別対応といつてもなかなか難しいので、この後再編、町の顔直していくというようなことがあったのですけれども、やっぱりそういうところにきちんと対応できる窓口があると住民のほうとしては非常に助かるのかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、詳細について改めてお知らせのところなのですけれども、いろんな考え方があると思うのですが、通常大規模半壊ぐらいの、大規模半壊というのは皆さんご存じのように建物の100%のうちの40%から50%の間が大規模半壊で、半分以上壊れているということではないので、実際その状態で避難にならなければ別に大した財物のあればなかったはずなのです。そういうのに対しては国でちゃんとある程度の補助をして直すというのがあると思うのですけれども、今回のこの財物の賠償に関してはあくまでも東京電力の放射能での避難ではたらかしにしておく、そのままにしているばっかりにどんどん、どんどんひどくなっている部分が相当あると思うので、流失したものに関してちょっとどうこうのというのはいろいろあるかと思うのですけれども、罹災証明の程度でその分を控除するというのはちょっと考え方にはぐっていないのでないかなというふうに非常に思うので、そのところは強く言っていただきたいというふうに思います。やっぱり控除されるのが

何かおかしいというふうに本当にちょっと、建物の状況としてほったらかしにしてあるから、こうなっているだけの話で、おかしいと思いますので、そこは強く交渉していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） これにつきましては、当初地震、津波の被害については一切賠償対象となっておりませんでした。これについてやはり強く我々のほうから申し入れ、状況を話して、避難していかなければ財物なんかは本当に手当てをできたりできたのだというような状況の説明をたび重ねましたところ、対策として出てきたものでございます。先ほど緑川課長の申し上げたとおり、まだ出てきたばかりですので、国自身も詳細にまだ考え方が詰まっておりません。これにつきましてはこれから話し合いをもちろん持つていかなければいけないし、詳細な詰めを行っていかなければいけないというふうに考えておりますので、今の意見は参考にさせていただきたいと思うところです。

○議長（宮本皓一君） 2つあったうちの一番先の1つ目の賠償に対する担当課とかというのはだれが。

総務課長。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） その賠償に対する担当課等の取り扱いといいますか、それについて今職員の幹事会といいますか、そういう会議で詰めていますので、それらを踏まえた形での対応にできるような体制づくりを進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは速やかに、もう10月1日なんていうのではなくて、もっと前倒しして課を設置するように指示しております。そのほかに東京電力のほうからも同じような窓口をやはり役場に設置するという考え方で今東電のほうと折衝中ですし、そういうふうにお願いしています。恐らく対応してくれるというふうに思います。これについては、うちのほうの課の設置を待たずに、何人かもうこちらに同席の中で対応できるような体制づくりをお願いしたところでございまして、ひ

とつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） よろしいですね。

○3番（遠藤一善君） はい。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今の津波に遭った被害に関することでちょっと関連するのですけれども、全壊した場合に関しては多分難しいのではないかと思うのですよね。全壊した家屋というのも町全体とすれば少ないと私は思うのですけれども、全壊した家屋に対してのそういう町としての手助けとか、そういうものは何か考えはあるのか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 地震による全壊あるいは津波による流失という形になりますと、国から支援が来るような形になっています。これは津波と同じなのですが、まず流失とか、例えばこれから全壊というような形地震でなれば、最初基礎支援金として100万円が受けられる形になります。それから、その後建物を建てられた方については、プラス200万円という形で最大300万円まで支援が受けられるような形になります。これについては、全壊というような形でとか流失の場合に最大このくらいになるというような支援として国から出るような形になっています。

○議長（宮本皓一君） 早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 二、三百万円ですと、これから生活再建をするにしてもなかなかやはり難しいと思うのですよね。それは国からはそういうことで出るのでしようけれども、町としては特に何も考えていらっしゃらないということですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 津波の全壊とか半壊とか、そういうものについては、町独自で1戸当たり30万円の見舞いを交付いたしました。これについては、浪江町と富岡町だけであります。ほかはそのような対応はしていませんが、今後についてはどのような話があるべきか。4行政区のほうから申し入れがあります、要望書が。

これについては、まだこれから検討というか、国ともよく相談をして、これに該当していけるところがあれば。ただ、町単独でどうあるべきか、これは今のところちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 例えれば見方を変えて、津波に遭った地域というのは先日の国からのお話で富岡町も仮置き場をつくらなくてはいけないということがあって、富岡町としても仮置き場は必要になってくると思うのですよね。多分、国有地はもちろんのですけれども、それ以外の民間の土地も必要だということもお話ししていましたと思います。多分それはまだ今も続いているのではないかと思うのですけれども、そういうところが津波で全壊に遭ったところが多いわけですね。ですから、そういうところを例えれば交換条件として、買い上げてもらうのが一番いいのでしょうかけれども、国に要望して貸すなり借りるなりして、ある程度高い単価の金額をその地主さんにお支払いできるような形をとれればまた新たに生活再建ができるのではないかと思うのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 仮置き場については、まだ場所は決定していませんけれども、国有林の保安林のエリア、それから今おっしゃっているとおりの津波浸水区域のいわゆる海岸線の行政区について一応は候補地としては考えております。その場合については、借り上げとか、あるいは買い上げとか、そういう考え方も何か國のほうでも考えているようでございまして、今ご指摘のようにできるだけそれについては今ご指摘のような対応できればというふうに努力をしていきたいと思っております。

なお、今回の津波で流失した地域についても、土地の賠償は該当するのです。建物だけの全壊あるいは全流失については、これはもう当然賠償の対象になりませんから、そういうことでご理解していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） まず1点は、6ページなのですけれども、建物の賠償の算

定の方法の中で、アトイはいいのです。ウというのは、個別の評価というのはこれ例の不動産鑑定士云々の話だと思うのですけれども、この不動産鑑定士をどこからどなたが手配するのか、それを含めたウの方法のやり方の詳細の説明を聞きたいのと、それからもう一つが10ページのDの（2）の一番下のほうの部分なのです。なお書きのところで、「原則として所有権の移転はしません」と。原則としてって、では原則ではないのは何があるのか。

それから、そのもうちょっと2行ぐらい下に行ったところで、「第三者への譲渡転売等を控えていただく必要がある」というのは、控えていただくということはこれ、いや、それでも私は売りたいよ、買いたいよというの、それは可能なのか。その確認したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、1点目の不動産鑑定士の件でございますが、これについては町としても今この場でだれがどこで依頼してというような形については国からまだ何もお話をされておりませんので、そのことについてはお答えが今現在の中ではちょっとできないような形です。

それから、所有権の件でございますが、一応原則というような形の表現はしておりますが、これまでの国との協議の経過の中では所有権移転はしないというような形での話し合いになっておりますので、ここで原則とは書いてありますが、基本的にはしないということで私たちは理解しておりますので、文言の表現がちょっとつけ加えてあるみたいな形にはなっていますが、これまでの中では一応所有権は移転しないということで私たちは理解しているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 個別評価をして不動産鑑定を入れていくという考え方でございますが、これについては今課長が答弁したとおりですが、我々が一つ国のほうに対して話しているのは、一つちゃんときちんとしたルールをつくってほしいという要求をしております。これは、いろんな人がいろんな地域から入ってくる可能性があると思いますので、そこで一つの決め事がないと個人差でもって金額の差が出てくるというようなことがあってはならないという判断から、一つのルールづく

りをきちんとつくるべき、そのルールに従って算定をすべきではないかということは申しております。

それから、もう一点、名義ですが、これについてはやはり課長も言ったとおり基本的にはそのまま名義が残っていく、賠償という考え方からするとそういう考え方ということですが、いろんな事情があるでしょうから、それはその事情によってまた相談するということにはなっていくというふうに思います。原則基本的には名義はそのままという考え方で我々は説明を受けております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　いいですか。あと一つ。

○12番（塚野芳美君）　いやいや、だから転売等を控える云々のことだったらもう答え……。

○議長（宮本皓一君）　10ページの3つ目に質問したものに対して答え。

副町長。

○副町長（田中司郎君）　ここが正直我々の説明受けていない部分です。こうしたことは議論にもなっておりませんでした。今ちょっと読ませてもいただく中での感想でございますが、これにつきましては基本的に所有権移転しないというようなこと、それから環境がある程度整って次のいろんな復興、復旧に向けた動きが出るまで譲渡、転売をということだと思います。相当期間賠償が終了するまでかかっていくと思いますので、その間はちょっと転売等を控えていただくというような意味に受け取っております。我々も説明受けていませんので、この文言から受ける感想ということになるのです。申しわけありません。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　いや、ですから今の3点でもそうなのですけれども、今結局もう被災者たちも、数字的にはわかりませんけれども、結構な数の人が真剣に、当然ですけれども、自分のこれから的生活再建をどうしようかということを考えていて、ですから個別評価の部分にしても実は、こういう場で言うのが妥当かどうかちょっとわからないですけれども、増築とかリフォームをしたそのときにそのたび町の再評価を受けたなんていう人はまずめったにいないと思うのですよ。そういう

人は、この3番目の方法を選ぼうとしているのですよ。そうしたときに、これどうやってやるのだいといつて悩んでいるのですよね。それによってはということを考えて自分の判断材料にしたいわけだから、やっぱりこれは話ししてもらわないとまずいし、できるだけ早く話を進めてほしいし、それで10ページの2つのこともそうですよ。やはりこれは前にでも過去に国のほうとやり合ったときに、ただその所有権を放棄することも可能ですが、ではそれはだれが所有者になるのといったらば東電かな国かなといってむにやむにやで話終わっているのですけれども、この辺もだから真剣に考えれば考えるほど大事な要素になってきているのだから、それをはつきりしなくてはいけない。それで、その転売を控える云々もこの文章のとおり説明されてもそれは説明になっていないのですよ。これも実際にこの今の時点で所有権を移転しようかとか譲渡しよう、理由が売買か贈与かはいろいろありますけれども、それやろうとしている人もいるわけですから、そして自分は別なところで別な形でやろうかと判断できないから、これはやっぱり速やかにこの辺ももっと、親身になってというと語弊があるのですかね、早く確認してはつきりしてほしいのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ここにある文面から読み取ることは、ある程度の賠償が進んで町の復興にかかわってきて、その結果周りの土地が動き出すというようなところまではという前提条件になっていますね、この文面からは。ただ、今議員おっしゃられるのは、生活再建を一日も早くするということから、今時点でももう既にいっぱいいろんな人が考えていると、そこを酌み取っていくべきだというお話だと思います。それについては、よく理解できますので。ただ、現実に取引しようとすると、現在のその単価をどうするのかというようなこともたくさん出てくると思います。取引しようとすると。そういうことの難しさはあるとは思いますが、実情を訴えていくということにつきましてはやっていきたいというふうに思います。柔軟に対応してもらえるような形での訴えをしていきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 副町長、単価なんかいいのですよ。それは当事者が決める

のだから。単価云々ではないのです。こういう選択肢を選んでやっていきたいと、自分は新たな生活のスタートを切りたいのだと。賠償と絡むけれども、若干外れるのだけれども、もうだから今の建物賠償もらって、要らないよと。それこそ、だから所有権放棄か移転して。それでないと、自分が所有者であれば、もしそれが今後5年か何年かわかりませんけれども、その間に傷んできて人の建物に迷惑をかけるなんていった場合に、自分が金をかけて壊すというか、管理しなくてはいけないわけですよね、維持管理を。それが郡内のある町みたいに町が、どこの金使うかはともかく希望する人のもうそういう要らない建物はでは解体撤去してあげますというようなことも考えているのかどうかなのですよね。そこまで含めないと、自分たちは今度新たなところに構えようとしたときに足し算、引き算の予算的な面も含めて出てきますので、もっと真剣に親身になって考えてほしいのですけれども。

○議長（宮本皓一君）　解体費用についてということですから。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君）　今回のようないい建物の賠償については今ある建物の賠償ということで考えていただきたいと思います。

それから、今お話をありましたその建物がもう将来的に管理とか、そういうものを含めて取り壊ししたいのだということであれば、それについてはこの賠償金額には含まれておりません。取り壊しをするのであれば、その部分については新たなものとして取り扱うということで国の方から聞いておりますので、取り壊し費用は別ということで考えていただければと思います。

○12番（塚野芳美君）　4回目になってしまうけれども、いいですか。

○議長（宮本皓一君）　はい。

○12番（塚野芳美君）　答弁がちょっと若干ずれている。

○議長（宮本皓一君）　はい、はい。確認の意味で。

○12番（塚野芳美君）　ですから、別というのはそれでいいのですけれども、ではどこかにお願いしたならば、国がでは別に金出して、どこかに持っていってくれるのですか、解体して。その処分も今は我々できないわけですよね。

○議長（宮本皓一君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 手法については、当然今後どういうような形でやるかというのは別として、その費用についてはこの賠償額と別に国が出しますよというのがまず1つでございます。

それから、取り壊しについてはこれまでの話の中では例えば別途取り壊す費用として国が出して持ち主が壊すという手法もあるでしょうし、あるいは除染のときにそういう可能性もあるということもあります。ですから、所有者とそういうふうな話があれば、町として例えば除染のときに壊すのか、あるいは別に費用を払って本人が取り壊してやるのか、あるいは今言ったようにそういうような制限があるとすれば国としてそういうふうな手法があるのか、その辺については国との相談という形になっていると思いますが、この賠償の基本ではないということと別に出るということでの考えが前提かと思います。

○議長（宮本皓一君） 付議事件は、この賠償ばかりではありませんので、次に移ってよろしいですか。まだありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 何点かお聞きしますが、今回の賠償問題に関しては大半は我々が望んできた方向づけになってきたのかなと思うのですが、1つ納得がいかないのは当初で安藤議員が言ったやっぱり財物の補償ですね。下限が20%というのは、これ町民恐らくだれしも理解できないのかなと思いますので、今後いろいろ検討課題も多いと思いますので、最低でもやっぱり50%くらいまで下限引き上げていただかないとい、今回の事故は事故に遭った町民、市民、村民には全く非はない事故ですので、その辺は十分踏まえて最低の下限の引き上げを今後ともよろしくお願いしたいと思います。それ以外の部分は、ある程度納得はできる部分なのかなと私自身思っています。

あと1つは、津波で建物やられた地区、先ほど早川議員がちょっとと言っておられましたが、ある程度町の見舞金やら何やらないのかということで町長の答弁の中で富岡と浪江町が30万円の見舞いを出していますよという大変ありがたい話はあったわけですが、それはそれでいいのですが、きょうも我々郡山自治会との話し合いの中で、きょうもやっぱり大きな問題になった一つの問題があるのですよ。という

のは、おれのうちだれ壊したのだという話が随分きょうも出ました。そういう中で実際は今回津波に遭った地区でも土地は残っていますから、東電の補償賠償の中に入っているのですね。当然建物残っていても屋根そっくり残っていたうちもあると思うのですよ。うちつぶれても。かわら1枚とっても、それは個人の財産なのですよ。それが入っていけないために、いつ、だれが、どういうふうにしたかわからないうちに屋根もかわらもすべてなくなっていたと、そういう状況が生まれているわけですよ。本来であれば立入禁止にならなければ、警戒区域にならなければ、そんな屋根残っているやつ壊しているの黙って見ている人いないですから、おれのうちだからやめろと言って、そこで終わるはずなのですよ。多少の財産は残っているわけですから、今度の原発補償の対象にはなるべきものがいっぱいあったのかなと思うのですよ。それがすべて取り壊されて、撤去して影も形もなくなった物件がいっぱいありますので、当然東電の損害対象にはならないと、賠償対象にはならないと、それは私は当然なのかなと思うのですが、そういう状態をつくったのはだれかという問題になってきますので、その辺ははっきり今からするために東電の賠償以前のだれが撤去したのだということもきっちりとしていかないと、恐らくその辺の問題は解決できないと私は思いますよ。大熊の熊川さんの地権者の人たちが十何人で町のほうに要望書提出するなんて新聞にも出ていました。そういう問題が富岡町でも今から生まれてくる可能性は大ですので、やはり原子力災害が適用にならないとすれば、町はそれ相応の見舞金としてある程度のお金、30万円は別として、ある程度の見舞金を今から考えていくべきだと私は思うのですが、その辺はどうなのでしょうね。

あと1点なのですが、建物の賠償、固定資産税評価額から算出してきますよね。実際3番さんが言っていましたように帳簿に載っていない部分も確かにあろうかと思うのですよ。税の部分ですので、町も税金上げるために必死になって確認申請の出していない建物とか、そういうものは年に1回調査したり、航空写真を撮ったりして、できるだけ逃さないように多分税はかけていると思うのですよ。その辺の実態、大体どのくらい町で押さえているか。99%は富岡町はかけていますよとか、登記簿謄本だと登記していない建物はいっぱいあると思うのですね。ただ、今回救い

なのはやっぱり固定資産税評価額ですから、町は取る努力していたはずですから、100%と言つていただけば一番ありがたいのですが、その部分でどの程度町は今まで努力して税をかけていたか、わかっていてればかけているのだから、何%と言われても難しいかもしれないのですけれども、感覚として答えられればお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 今の固定資産税の家屋に関するご質問なのですが、今回家屋の調査した結果、課税台帳に載っていない建物というのはかなりありました。それから、課税されている家屋と現況もかなり違うものがあるということを認識しております。その数はどのくらいというのではなく、ちょっと今申し上げられませんが、かなり課税されていない家屋もあるということと現況と課税されている家屋に違いがあるというのがかなりあるということは認識しております。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この問題は、何件かあるということは前から私も承知していますし、いわゆる原発の災害があって、一部津波で流出され、あるいは残存があるものについても自由に立ち入るということによって物を持ってくるとか何かできたわけですね。それが瓦れきの処理、あるいは遺体捜索ということで、これは県の災対本部で結局2回ほど町には入りました。その間にあった建物一部、これについてなくなつたものについての東電の賠償の対象にならないということはいかがなものかということ、十分に私もこれについては不公平、不平等という感じは持っています。そういう意味でできれば今後瓦れき処理の前に写真とか何かいろいろあると思うのですが、そういうものを十分に……

[「インターネットの動画」と言う人あり]

○町長（遠藤勝也君） そういうものも含めて今後資料を集めて、これを今後東電と、あるいは国とこの賠償については徹底した皆さん方のそういう不信と不満について対処できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。あともう一点あるのだ。賠償の40年経過した物件の残存20%を50まで上げてくれというの。

副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほど20%については答弁させていただいたとおりでございますが、やはりこれについては我々も納得している数値ではありません。そして、また先ほども答えたとおり、実際に富岡町にある建物でもって試算した結果もある程度の件数承知しております。こういう数値を見ますと、やはりとても生活再建これでしてくださいという提示するには低い金額ということを認識しておりますので、今後ともハードルは高いのですが、訴え続けていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 財物の下限にしては全くそういう努力をお願いしたいと思うのですが、本来であれば我々補償に合意するときには隅から隅まで全部決まって初めて合意なのですね。あらかた大筋の合意といいますが、ここで合意することによって前にじゅんじゅん進んでいくわけですから、国からもうあのとき話したとおりですよということではねのけられれば、それで終わっちゃうわけです。本来は隅から隅まで決まっての合意だと思うのですが、余り長引くのもプラス要因にばかり進むとは限りませんので、ぜひそういう努力、1つでも2つでもそういう努力、いろんな部分に出ていると思いますので、努力していただきたいと思います。

町長のほうから答弁いただきました内容に関しては、全くそのような答弁で今から動いていただくとすれば私も異論はありません。国と東京電力が相手ですので、それが100%のんでいただけるということはなかなか難しい部分もあるのかなと思いますから、そのときには当然やっぱり町でも別枠として見舞金などを考える方向で進んでいただきたいと私から要望しておきます。

あと、固定資産税のほうでは当然今税務課長が言ったようにそういう違いの部分がいっぱいあるとすれば、例えば個別評価を選ぶ方がいっぱい出てくると思うのですね。そういうときにはやはり町民は弱い立場ですので、こういうときこそ行政は助け船を出さなくてはならないと思いますので、行政がきちんと個別評価委員とか、そういうものをきちんと町のほうで準備して手当てしてやるという方向づけも一つの賠償を早く進める手だてかなと思いますので、ぜひそういうことで努力いただけ

ればありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 要望ですね。

○11番（渡辺三男君） はい。

○議長（宮本皓一君） それでは、そのほか賠償についてはありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 先ほど町長からの説明でよく理解したのですが、富岡町は29年3月31日まで帰還しない旨宣言をしていますよね。それに伴って、この賠償で要するに5年以上帰宅できない場合は事故前の価値の全額を賠償すると、これも基本的にもう決定しておりますね。この中できょうも郡山の借り上げ住宅の議会との懇談会の中の一つの意見として、やはり現在いろんな町村でアンケート調査、意向調査を行っていますよね。何ヵ月か前の意向調査でも富岡町に帰還もうしないという人の割合というのは30%ぐらいどこの町村もいるわけですよね。もう将来的に帰還しないと、そういう人たちに今この生活を再建、これから何か例えば郡山でもいわきでもどこかの地区で自分たちは早いところ高齢化していくとして、もうその人は高齢化していくとして、もうどうしても別な生活を今しなければならないというふうな人たちが結構いるわけですね。その人たちのためにやはり事故前の価値の全額を賠償するということになっていますが、ただし区域の再編後に居住制限地域と、それから解除準備地域の50%とか33%分は支払いますよということ……

[何事か言う人あり]

○9番（黒沢英男君） 1回目は確認しますが、全損ですべて扱いで構わないのでですか。もう一括で支払うということで、だから要するに精神的損害額の一括請求みたいな形でもう一括で支払うということで、この1点を確認することと、あともう一点は営業損害の前も私言ったのですが、富岡町は5年間帰れないのですよね。商売もできないのですよね。商店も何も、工業もサービス業もできないのです。ですから、3年間の営業損害は支払いますと、そのほか財物賠償でいろいろここへ出されているこの償却資産に計数を掛けてどうのこうのと言っていますが、実際それでは5年後に帰還宣言されて商売をやろうとする人が本当にこのあれを見るとやる人たちがほとんど少なくなってしまうのではないかということを私危惧するのです

が、その辺の考え方はどうなのか、やはりこれは農業は5年ではやっぱりこれもそのほかの財物的なものの田畠、田んぼに関しては今後検討しますというようなことで、まだ決定はされていないですよね。ただ、そういう損害額に対して5年とか、例えばその他の業種においては3年というふうに決められていますが、この辺のことをもう少し煮詰まらない、もうこれで決定なのかどうか、それと農業のほうの財物的な面の補償というのはまだまだ継続検討するというような課題になっていますが、これいつごろまで継続検討、この再編がもう間近に迫っているわけなのですよね。この賠償の継続検討というのを私、これちょっと意味つかめないのですが、この12ページの一番上なのですが、3番の項目なのですが、「事業用不動産や償却資産、田畠、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続検討とする。」と、この辺のことがわかる範囲内でちょっと説明していただけないですか。やはり継続検討なのかどうか。

○議長（宮本皓一君） 黒沢さん、短く。

副町長。

○副町長（田中司郎君） 最初に出ました一括ということにつきましては、我々全損ということで町内全地域、色にかかわらず同じ賠償を求めていくということで、それが認められたですから、家財の一部を除いては全地域同じ扱いというふうになります。したがって、どこの地域でも同じ賠償を受けられるということになりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

また、2番目にありました営業損害のところでございますが、仮に15ページのちょっと表を見ていただきたいというふうに思います。これに「営業損害・就労不能損害」というところに書いてあります。これは、「帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害についても別途賠償の対象とします。」というふうなことも記載されております。これについては、今ここでごらんになるとおり帰還の指定をしておりませんので、当然我々の帰還というのは普通の生活が再建できるということが帰還したということの定義は国も同じ考え方を持っておりますので、帰還宣言をして終わりというよう

なことにはならないというふうに考えております。

なお、これらについては今後詳細なものがまた今後とも出てくると思いますので、その都度確認させていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか、9番さん。

○9番（黒沢英男君） はい。あと、もう一点の12ページの3番の継続検討というのはどの辺まで検討されているのかと。12ページ、一番上の（3）。

○議長（宮本皓一君） 今一括で話したのがこれでないのか。これ。それを15ページで今説明したのだぞ。

副町長、わかりましたか。12ページの（3）。

○副町長（田中司郎君） （3）の頭の四角のほうですね。

○議長（宮本皓一君） ええ、それを今15ページで説明したのですよね。

○副町長（田中司郎君） はい。

○議長（宮本皓一君） そうです。

○9番（黒沢英男君） はい、了解。

○議長（宮本皓一君） 了解しましたか。

○9番（黒沢英男君） いいです。

○議長（宮本皓一君） それでは、賠償については以上で終わりたいと思います。

それでは、次に付議事件2、区域の見直しについての件を議題といたします。除染班長の説明を求めます。

除染班長。

○除染班長（高野善男君） 賠償のほうが決まりますと区域の編成ということで再編をしなければならないということで、今皆さん的手元のほうに上がついていたと思いますので、こちらの図面で説明したいと思いますけれども、今現在区域の設定の区域についてはこの緑、黄色、オレンジということで線量の区域によって現在3区域に分かれるようになっております。ただ、この中について区域の再編の中でオレンジの部分、帰宅困難区域になる部分について非常にこの線引きをどういうふうな線引きしていくかという経緯がございまして、この部分については私のほうの除染班だけでは決定ができないというような状況に今現在至っております。ここの

部分については区長さんとか議員さんの意見を聞きながら設定していかなければならぬということで、今後そういう議員さんの協議の場を早急に対応できるようなことをやっていかないと、今度その後区域の再編関係、賠償、あとは除染、その他のもろもろの国の説明会の中にこの区域の再編が決まつてきますので、この辺を皆さんと協議をしていきたいと思いますので、これからうちのほうも一生懸命つくりますので、その対応についてあと協議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 説明は以上ですか。

○除染班長（高野善男君） 以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっとこれ確認させてください。3種類、緑、黄色、ピンク、大熊さんに行くとかなり濃いピンクがあるのですが、これ以外のピンク、薄いピンクあります。これが50ミリ以上の地区ですよね。

○除染班長（高野善男君） そのとおりオレンジの部分ですね。ピンクではなくてオレンジの部分が50から100ミリ以下ということになります。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今この図面を見て、どの道路近辺とか、この辺近辺という説明まではできないですか。

○除染班長（高野善男君） 大変見づらい図面で申しわけありません。うちの情報としてもこのぐらいの図面しかまだ手に入っていない状況で、ただここで言えるのは夜の森地区については夜の森南1丁目、夜の森2丁目の一角が分断されるような状況に入っています。あと、新夜ノ森、深谷、清水前蛇谷須の一部とか、そういう部分しか今のところちょっとはつきりした図面がないので、この中で区分を設定していくようになりますので、そういうふうになりますとどこどこの道路で区切るとか、そういうような作業が出てくるのかなとは思われます。ただ、それでも私個人的にはここの線で引くというわけにはなかなかいけなくて、皆さんの協議を聞き

ながら設定をして、町の案として進めていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この国の再編の線引きは、うちのほうでまだ作業を私のほうからきのう指示したところです。どういう方法でやるか、事務方のほうで何案か示してくれと。基本的にはコミュニティーは分断してはいけないよということ、いわゆる行政区あるいは大字、小字、そういうもので、あるいは道路、そういうものを含めて何案か、とにかく素案をつくってみなさい。それによって議会の皆さんにも相談をし、区長会のほうにも相談し、それである程度集約していきたいなと思っています。ですから、もう少し時間欲しいのです。まだ全然たたき台も何もまだ今までできていません。そういうことでひとつ考え方としては今のような考え方でよろしいかどうか。現実にこの3月31日のこれが基準で、ほかの飯館も南相馬もそれぞれ、あるいは田村市もこれが基準でやっているものだから、実際はこの夜の森地域は自然減衰で50を切っているところが非常に多いです。今後町づくりとして夜の森の桜の名所でもあるし、人口の密集地域でもあるし、これをできるだけ現状としては8月に何か無人ヘリコプターを飛ばして最新のモニタリングが出る予定なのです。しかし、そうするとかなりこれはもう50以下がほとんどだと思いますけれども、それでこの夜の森だけはとにかく除染して、今後の町づくり復興計画の中に生かしたいというのが私の気持ちなのですが、ただそうすると3割の家財の賠償というのも、これもこだわっているのが大半ですし、だからそこでこれをあくまでも国のほうでは3月31を基準とした統一した形での区域再編やっているものですから、これはやむを得ないと。しかし、ただ今後私協議して今いるのですが、こういう非常に自然減衰で50を切っている地域が悪いけれども入ってしまって、モデル除染でそんなに密度の高い除染をやらないで放置していいのかどうか、非常に私個人的にもこれは抵抗感あるのです。だから、こういう地域については居住制限区域と同じような除染をできないものかと、一応これはバリケードは張りながら、そんなことも柔軟に対応してくれないかということで、今国といろいろ協議中です。果たしてこれが考え方方が私の考え方でいいかどうか、これわかりません。このまましっかりとモデル

だけ絞って5年間待たせるか、そういうことも含めて、やっぱり速やかに幾らでも線量を下げていくという方法を進めたほうがいいのかなと私は思っていますが、これは私の個人の案なのですが、かなり国のはうでも検討させていただくということで、あした私のほうに環境省の所長が来ます。そこまで今の。だから、いわゆるこの線引きについてはまだできていませんので、できれば皆さんに示してもいいのですが、余り時間かけないでつくっていきたいと思っています。

○11番（渡辺三男君）　　はい、了解しました。

○議長（宮本皓一君）　　皆さん、ただいま町長が言うように事務方のはうに何かそれを作成を急がせているということですので、それができ次第また全協なり、そういう皆さんのご意見を伺う機会をつくりますので、除染区域の見直しについてはそのほかございますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　　今の町長の考え方についてちょっと質問させてください。町長は1ミリにならなければ住民は戻さないと、今50以上だけれども、自然減衰があると、このピンクというか、オレンジのところなのだけれども、それだって50というのは文科省が決めた計算方式の50ミリなのですよ。だから、結局広野、櫛葉、富岡の線量の薄いところ、どんどん、どんどんやってくるのはいいのだけれども、ここ徹底的に除染して、住宅密集地だからということで、3年、5年で1ミリになるのであれば、私は有効だからやってもらって結構だと思うのだけれども、3年、5年でならない除染であれば、セシウム137が残ってきっちり向こう何十年もかかる除染であれば、私は幾ら桜の木があっても、住宅密集地であっても、余り効果のある除染だとは思っていないのです。ですから、今町長が言った自然減衰というのは確かにあるとは思うのだけれども、その文科省の4割カットの計算方式、これにも徹底して私は町長に物を言ってもらいたいし、この前7月17の国の説明、富田審議官が20で帰ってもらいたいと言ったときに町長はわきにいても富岡町は1ミリでないと帰さないよと、そういうふうに私は言ってほしかったのですけれども、やはり町長は1ミリという言葉は私はすごく重いと思っているの。こういう線引きにもかなりそれは反映させて、1ミリにならなければ帰さないというようなやり方で線引きも

やはり考えてもらいたい。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全く私は基本的には1ミリという一つのこれを公言しましたので、それから福島県の特別措置法の中の基本方針にも県のほうでは1ミリ目標達成とうたっていますので、これは当然整合性とるような努力はしなければならないと。したがいまして、この区域については1ミリを達成するのというのはもう本當大変だと思います。現実に。137そのものがもう30年という一つの半減期があるので。ですけれども、自然減衰だけに待っているだけではなくて、やはり除染と合わせながら努力するということを私は幾らかでも線量の低下につながるのではないかという一つの考え方をもつてますのであります。その辺はひとつご理解いただきたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町長の考え方を理解できないではないのですけれども、モデル除染というのをもうやっていることだし、夜の森公園も。それで、何ヵ月かもう経過しているし、そういう実証実験の経過を見て、もうサンプルがあるわけだから、やって有効だったか、有効でなかったか。町長が言っているように例えば5年くらいで除染をやった後、除染くらいで戻れる数字になるのかどうか、そういうものもやっぱり参考にしないと、ただ除染したいから除染しましようではちょっと納得いかないのかなと。あと、この区域割についてなのですけれども、警戒区域を解除しないで区域割をのむと、そういうようなやり方をできるかどうか、これもちょっと町長そういう考え方あるかどうか教えてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 議会と一致した考え方で警戒区域表は見直さない中でのいわゆる富岡町の今後の対応ということで、これは要望しておりました。残念ながら今回檜葉が会長ということになりますので、8月10日をもって今の広野から移動して檜葉と富岡の境、上繁岡の6号線のところにいわゆる検問所を設ける。それから、何本か封鎖するわけなのですが、それをこのまま縮小しないで3区域を編成できな

いものかどうか、それなりに私のほうでも要望はしてきました。それは、ちょっとなかなか法的な問題があつて、区域見直しすることによって、これはいわゆる帰還困難区域にバリケード、あとは例の自由に町民が出入りできる、宿泊以外は活動できると、そういう形になるわけですね。この見直しについては、そういう状況で前から我々は望んでいる、まだ第1原発が終息していない中で、こういう不安の中での警戒区域をだんだん狭めていくのは果たしていかがなものか、これは強く申し上げていますが、これはもう樅葉も同じ考えだったのだけれども、今回樅葉もそれについては理解を示したというか、そんなことで富岡境まで今度移動するというふうになったわけです。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） わかりました。警戒区域を解除しないで区域割というのは難しいということでわかりました。

初めの話に戻りますけれども、町長も言ったこの困難区域を除染して戻したいと、そういう考え方もあるのであれば、困難区域の住民を集めて、そういう考えがあるけれども、皆さんどうですかと、住民説明会でも開いてください。困難区域の人は本当に戻る人は少ないと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 困難区域を戻すということでなくて、困難区域はあくまでもこれはもう5年以上の結局当然できないわけでありますけれども、ただ現実に線量がかなり自然減衰ということで下がっている地域についてはこのままモデル事業がどのぐらいの回数でやるのか、私はわかりませんけれども、それなりの結局居住制限並みの除染ができないものかどうかということで国の方に私の方で提案しているだけであつて、帰還困難区域を帰還させるというそういう考え方でなくて、そういう環境に少しでも前進できるような努力をしたいということの考え方ですで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

なければ、これは町執行部側にお願いしますが、区域の見直しは直接帰宅困難区域にあっては賠償に影響がありますので、なるだけ速やかな形で素案ができるよう

に、そして議会と協議できますようによろしくお願ひを申し上げたいと思います。

なければ、これをもちまして付議事件2、区域の見直しについての件を終了いたします。

それでは、付議事件3、その他の件ですが、ただいま両班長より賠償等区域の見直しについて説明をいただき質疑を繰り返してきましたが、ここで賠償基準公表を受けての町の対応方針について説明をいただきます。

副町長の説明を求めます。

○副町長（田中司郎君） 資料をちょっと配付させていただきます。

○議長（宮本皓一君） はい。

副町長。

○副町長（田中司郎君） 本日賠償、そして区域再編に向けた見直しについてということでご審議いただきましたが、これまで賠償の公表が政府からの公表、そして東京電力からの公表があったわけですが、なかなか読んでもわかりづらいということもあったでしょう。多くの町民から確認の電話等をいたしております。そこで、できるだけ町民にわかりやすいという形でのメッセージを送るべきかなということから町の対応方針（案）というものをつくってみました。読ませていただきます。

「賠償基準公表を受けての町の対応方針（案） 原子力発電所の事故の発生から、一年四ヶ月が経過したが、未だ収束の途上であり、原子力災害は、富岡町民はもとより、県内全域に甚大な損害を生じさせている。今も毎日不安な生活を送り、今なお、元の生活に戻れる時期は見通せず、極めて厳しい状況に置かれている。こうした中、国においては7月20日に区域見直しに伴う賠償基準の考え方を示し、24日には東京電力（株）の賠償基準が公表されたところである。国は、町の避難指示区域及び警戒区域の見直しにあたり、三つの区域を再編の上、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するものとしている。町としてはこうした方針が示されたものの、今後5年間は全町帰還は困難な状況にあることから、町としては以下の方針で対応を進めることとする。記1、避難区域再編に伴う財物賠償（土地・家屋）については、平成23年3月11日を基準日として全区域差別なく全損扱い（5年）とする。2、新たな避難区域再編に伴う警戒区域解除後の防犯・防火体制の確立を国に求める。

3、賠償基準の細部については、今後も協議していくこととする。」、以上町の対応方針として現時点での考え方を示したものでございます。内容についてご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑を承ります。ありませんか。

副議長。

○1番（山本育男君） 済みません。1点確認したいのですが、この記の1番の3月11日を基準日として全区域差別なく全損扱いと、（5年）と書いてあるのですが、これ6年ですよね。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 申しわけないです。5年を6年に訂正してください。23年3月31日からしますと6年ということでございます。

○1番（山本育男君） わかりました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 財物賠償（土地・家屋）とありますけれども、精神的な慰謝料も同じ扱いになってしまふのではないですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ええ、そのとおりでございます。町民に出すということからすると、ここに精神的損害も明記すべきだと思いますので、ここに加えたいと思います。1番の中に精神的損害も加えて表示させていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、ほかにないものと認めます。質疑を終了いたします。

次に、付議事件3、その他についての点を議題といたします。

執行部からありませんか。

都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君） 5巡目の一時帰宅のスケジュールが国のほうからありましたので、議員の皆様に報告いたしたいと思います。

まず、5巡目の受け付け方法ですが、これは4巡目と同じく、国のほうに直接ここに明記してあるフリーダイヤルの電話のほうに申し込んでいただくという形になります。申し込みの開設日は24年の8月16日から受け付け開始ということになりますが、時間は8時から夜9時までということです。5巡目の日程ということで、8月9日から帰宅世帯のほうに文書の案内を差し上げるということになっております。16日から受け付けの開始、25日から5巡目の一時帰宅が開始ということになりますが、富岡町は26日からということになります。下の表を見ていただくとわかりますが、8月の26日から10月の8日まで、全部で15回という実施回数になっております。

ちなみに、あと裏を見ていただきたいのですが、中継所ということで南からは従来どおりのならはの道の駅ということあります。スクリーニング会場は道の駅と毛薺、波倉ということですが、この毛薺、波倉は2Fのところでございます。場合によっては今ちょっと検討中だという報告は受けているのですが、2Fのこの毛薺、波倉についても受付会場にもしかすると一部なるかもわからないというような話も受けているのですが、これ今ちょっと調整中だという連絡が入っております。北側のほうの入り口ということで、今まで南相馬市の馬事公苑ということでしたが、今度からは浪江町の幾世橋の6号国道沿いにあるヨークベニマル敷地を北部の中継所として使うということになっております。次のページからカレンダーを添付しておきましたが、この丸のつけたのが富岡町の実施日ということで、ここにならはが例えば8月の26日ならは350と書いてありますが、この350というのはその日の世帯数、帰宅させる世帯数の数字を明記してございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりました。一時帰宅について皆さんからありませんか。

ないようですので、それでは健康福祉課長お願いします。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 私のほうからは国県義援金の追加配分というふうなことで、去る7月23日……

○議長（宮本皓一君） それでは皆さん、いわき地区自治会との懇談会の一番後ろのページにこの資料がございますので、どうぞ参考にしてください。

はい、どうぞ。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） はい、済みません。国県義援金第2次追加（3回目）配分スケジュールという一覧表がございましょうか。その中で去る7月23日、県より配分がございました。1世帯当たり4万2,000円というふうなことで、1人当たり換算しますと2万円、国が1万5,000円、県が5,000円というふうな配分になります。今後の日程でございますが、8月6日通知発送、ホームページ掲載というふうなことでご案内を申し上げまして、8月の31日ころを目安に振り込みをしたいというふうなことで、第2次の追加、3回目のご案内というふうなことになります。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） これについても皆さんからご意見があれば承ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、義援金については終わります。

そのほか皆さんからありませんか。

6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） その他ということで、先ほどからますこの地図なのですけれども、これ私現状見たときに6号国道が黄色になってずっと下までいっているのですね。ということは、これだけもう車が自由に通られて汚染されていると。今後いろんなことで帰るにしても何にしても、やはりこれの対策をぜひ各町村の協議の中において取り組んでいただきたい、これやはり東電の第1から出るときにそういうことでの汚染の車が多分今までそうだと思うのだけれども、そういうのがあるということだと思うのですね。ぜひ各町村との連携でもって、この6号国道は国土交通省で管理していると思うのですけれども、その辺の要望を全体的なとらえ方でやっていただきたい。

あともう一点は、先ほどからありますが、家屋の無断撤去ということで大変個人的に感情的になっております。そして、裁判も辞さないということでやっておりまして、先にもう町長さんもおっしゃっていましたように何とか対応しようということで、ですからそういった家屋の皆さんの中の調査を早目にやっていただきたいで、どう対応するかということをやらないと、それこそ裁判で大変な損害をこうむる場合もあるのではないかなと思いますので、プロジェクトでもつくってやっていただきたいということです。

あともう一点は、私たちは相双地区の人間ですので、相馬地方に大変行く機会があるのです。そうすると、今現状も相馬まで行くと往復で約320キロぐらいかかるのですね。そうすると、今までそうですが、事故事件というか、交通事故も頻繁に起こっていますよね。そういうことからすると、6号国道を開通ではないのだけれども、何とか用事のある方は日帰りでも何でも交通できるような体制を八力町村の中に双葉町村の中でやっていただきたいで、早急に用事のある方は許可をもらって通れるような状況をつくっていただけるような対策を練っていただきたいというふうに思います。

以上です。要望です。

○議長（宮本皓一君） これは要望ですか。

○6番（渡辺光夫君） はい。

○議長（宮本皓一君） ほかに皆さんからありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 先ほど案件のとき聞けばよかったです、帰宅困難区域、各道路を封鎖するということでバリケード張られるわけですが、何カ所か入り口はできると思うので、飯館みたいな方式をとるのか、それとも完全にもう封鎖して、飯館は各自困難区域は番号を教えられて自由に入れるようになっていますよね。どちらの方式となるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 除染班長。

○除染班長（高野善男君） 今現在ははっきりは決まっておりませんけれども、メニューを通行する場合については開閉式のバリケードがつくような予定になっておる

かと思います。ほかについては、今現在国のはうの資材関係については開閉式のバリケードを39基ぐらい今予定しているというような情報が入っておりますけれども、ただどこにつくかとかという話もまだ全然聞いておりませんので、情報としては開閉式のバリケードが一部つくということでございます。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 確認している会話の中で飯館の例を出して質問させていただきました。飯館のように中に入って100世帯くらいであればダイヤル式ということでも100世帯一遍に帰るわけではありませんから、そういう対応もできるのでしょうかけれども、なかなか富岡の場合はそういう形では対応できないはずだということを申し上げてあります。国のはうからは今高野課長から話しあったとおりなのですが、その方式はとらないとは言っています。ダイヤル方式ではない方法で考えますというところまでは返事もらっているのですが、こういう方式にするということについては明確な回答をいただいておりません。なお、こちらからはこんな方式にしてほしいという要望は出しましたが、それについては大変厳しい回答が返ってきております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ダイヤル方式はとらないということは自由には入れないということになりますので、体に危険が及ぼすからバリケードを張るということで私は理解して、全くそれでいいと思うのですが、そういう地区に関しては今まで一時帰宅で入っている地区ですので、何ヵ月間に何回か今までどおり申し込みをとって一時帰宅させるような状況を今後踏まえていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今のバリケードの件なのですが、8月10日をもって檜葉町が警戒区域解除するということで、まず山麓線沿いと岩井戸地区から入る2カ所があります。これについてはH鋼のバリケード、人の手では動かせないようなバリケードを町境に置くということがまず2つあります。それから、6号国道については富岡町と檜葉境のちょうど南から向かって下りになるところ、昔と

んかつ屋さんがあったところ、あそこが検問所になります。それからもう一つ、旧国道については南部衛生センターから100メートル程度行ったところにちょっと右側に山に入る檜葉町に入るところがあるのですが、そこにH鋼によるバリケードを置くというのがまずあります。それから、波倉地区から入る箇所があります。波倉地区については県道と町道が入りまじっておりまますので、要は波倉地区というのは自由に立ち入りができる地区ですので、そこにH鋼を置いて制限するということがなかなか厳しい状況でございますので、通行止めという看板を置きますが、人間の手で移動できるような状況になるバリケードだというふうに聞いております。そのためにばらぐち商店の前で一応警察官が検問をかけるということがあります。それから、ばらぐち商店から富岡に向かっていきますと100メートルぐらいのところで富岡町と檜葉町の境ができます。そのところにやはりH鋼によるバリケードということで、人の手では動かせないバリケードを置くということになります。それから、ばらぐち商店から西側に高台に何軒か富岡町の家があるのですが、そこについて今後の例えば万が一のいろんな火災とか、そういうふうなものがあったときにやっぱり入れないというのでは困るということで、ある程度人間の手で移動できるようなバリケードを設置するということで、先般県警のほうと現場を確認しながら状況的にはそういうふうな形になる予定だということで話し合ってきたところです。詳細については、あす県警のほうが町長に最終的な報告ということで来る予定となっております。一応警備体制についてはそういうような形になります。

○議長（宮本皓一君）　都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君）　今の困難区域の一時帰宅の考え方ですが、国のほうとしては困難区域の一時帰宅についても従来のとおりのやり方でやりたいというような考えは持っているみたいです。ただ、今度町民の対象人数が世帯数が少なくなっていますので、もう少し回数がふえるのかどうかという面を含めてちょっと要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（渡辺三男君）　はい、わかりました。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　ほかに。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） その他でよろしいですか。

○議長（宮本皓一君） はい。マイク使ってください。マイク使ってください。

○9番（黒沢英男君） 区域の見直しに当たって一応先般モデル除染をやられました夜の森公園、それから第2中学校、それから役場、この3カ所の、特に夜の森公園は住宅地も含めてモデル除染やっていますが、そのモデル除染をやる前の数値と現在の数値、どのぐらい下がっているのか、これを参考資料として出していただかないと実際に……例えば除染区域の見直しで帰還困難区域が居住制限区域に変わったとなって本格的な除染が始まるとなって、果たして1ミリシーベルト以下に下がるのか下がらないのか、その辺の判断もありますから、現在どのぐらい下がって、それが例えば夜の森公園の場合に除染前が5ぐらいあったと仮定しますよね。5マイクロシーベルト。それが今現在2.3とか、低いところではその家屋によっても全然違うと思うのですよね。何十カ所という家屋を除染されていますから、その辺の数値をはっきりと把握していただきたい、例えば2.5に下がったのをまたもう一度で果たしてもっと下がるのかどうか、何回やれば下がるのかとか、この辺のことも一応参考資料にしていただきたいと思いますから、ぜひともこの資料だけは出してください。現在の。

○議長（宮本皓一君） 除染班長。

○除染班長（高野善男君） 現在国のはうで実際にモニタリングを実施している箇所は、富岡第2中学校の仮置き場の保管場所、あと夜の森公園の仮置き場の保管場所、仮置き場ですね。このデータは、週3回ぐらいの程度で上がっておりまます。富岡第2中学校につきましては、6月の26日現在で一番高いところで0.93マイクロシーベルト、夜の森公園が一番高いところで1.33マイクロシーベルトです。それで、富岡町役場については今現在積みかえ等を今実施しておりますので、その部分については今7.35マイクロシーベルトということでデータとしては挙がっております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） それから、先ほど言いましたように夜の森公園の住宅を除染しているわけですよね。四、五十軒、もっとあるかな。100軒ぐらいやったと思うのですが、その辺のデータもできればわかる程度で結構ですから、参考にしたいと思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 除染班長。

○除染班長（高野善男君） そこについては、実際に環境省のほうで実際に経緯の中でモニタリングを実施しているかどうかはまだ確認できていませんので、その辺再度確認できるようにうちのほうで要望して、もしそういうデータが挙がりましたらばモニタリングの結果を提出したいと思います。

以上です。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 副町長にちょっとお願ひしたいのですけれども、これから東京電力で示談する際に、例えば精神的な慰謝料はオーケーだよと、建物とか家財はオーケーしたくないとか、項目別にオーケーとオーケーしたくないというものがその人によって出てくると思うのですよ。結局すべてオーケーでないと示談できないのではなくて、精神的な慰謝料は示談するけれども、家財は別途協議しますとか、そういう示談のやり方の道筋をつけてください。全部話オーケーでないとダメだとうと長引いてしまう可能性があるので、その辺お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 実は私もそこの点は非常に心配しております、きのうここで説明していただきました守本参事官にその話をしたところです。これは、我々もそうですし、国としても、東電としても、そうしたやり方をしないと賠償の成果が上がっていきませんし、生活再建も進まないことになりますので、そこは訴えました。結果は、できるだけ国もそうした考え方で東電に指示したい。できるだけ切り離せるものを切り離していくって、個別にできるだけ早い時期に支払いできるような考え方で進みたいという回答をいただきましたので、報告させていただきます。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。

○4番（安藤正純君）　はい。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　建物、さっきの3つの方法で計算できますけれども、例えば2つの建物があって、こっちは例えば1番目の方法、こっち3番目の方法となるというのが何かできないらしい話があるのですけれども、それができるのか、できないのか。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君）　今基準に示されているのは住居という形ですね。それで住居の中に付随するようなものがあれば、一括の中で外構の中に含まないような建物があるとすれば、先ほど税の話も出ましたし、評価の話も出ましたけれども、そういう特殊性のあるものは当然何か個別評価とか何かに走らざるを得ないと思うのです。仮に2つの住居があるとすれば、それは一つの方法でなければいけないということは私はないと思いますが、そうしたことでの説明はまだどっちかの選択になってしまふというような説明はまだ受けていません。

○議長（宮本皓一君）　12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　では、それはいずれ近々はつきりしてほしいと、確認をしてほしいと思いますし、それとその3つの方法のうち、例えば2番目なのだけれども、これ低かったから1番目に戻したいよと、何かそれもだめだという話があるのですけれども、確認されていますか。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君）　これは、1つは計数的なやつはすぐその場でもう出てきますわね。面積に計数を掛ければいいわけですから。ただ、個別評価になりますとやはり不動産鑑定を入れてということになりますから、それなりの時間がかかるといふことになると思います。そこで、まずその前提でもって確認作業が出てくると思うのです。非常に期間がある程度の期間かかるけれども、それでいいですかというふうなことがまずあるので、今の言い方として、これだめだということは言えないはずですが、非常に時間が要する。そこまで待てるか待てないかということ

ともあるので、そういう言い回しになっているのだと私は理解しています。3つから選択できるということでスタートしていますから、例えば個別評価を選んだら個別評価の結果が仮に安く出ても、もう個別評価しか選べませんよということは、これ選択するという方向にならないですから、結果的に。選択にならないので、これはそういうことにはならないと思いますが、多くの方が極端な話、全部が個別評価を望んだら、これはもう10年かかったってなかなか進まないような形だって想定されますので、その辺は言い方としてブレーキをかけているのではないかというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） その2点、それから最後にもう一点、これ区域再編がなされた時点で初めて請求書送ってよこすわけですよね。区域再編がなされた時点でその一括請求の請求する用紙が送られてくるわけですけれども、今現在、これは相談室にいた人間がそれらしきことを言われたというのは、今から再編されて申請しても年内に間に合うかどうか微妙ですねと、非常に滞っていますと言われたのですが、その辺もですからちゃんと消化できるのかどうか、都合3点を確認して、今後別の機会に教えてください。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） まず、年内にということですけれども、その算定するための固定資産の評価額を我々のところから国あるいは東京電力に調達をしないと、手に入れないとその作業って進まないことになります。これについては、今後の機関同士で調整中だというふうに聞いておりますが、これもきのう確認したところ、非常に総務省のほうでの抵抗が強くて難儀をしているというふうには聞いております。ただ、これいつまでも投げておくと賠償に今心配されるような形に即響いてくることですから、厳しい状況にはあるけれども、何とか国のほうとしての体制をとっていきたいということでございますので、この時期についてはまだ今の時点でなかなか明確にいつころまでというのは現時点では読めていないと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ないようですので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 3時48分)